

都市計画法第29条の開発許可申請等における

擁壁の構造事前審査にあたって

豊中市では、都市計画法第29条の開発許可申請等における擁壁の構造審査を円滑に行うため、次の要領で豊中市土地利用の調整に関する条例（以下「条例」）の協議の時点で事前審査を行っております。

◎条例第23条第1項に規定する『開発行為等協議申出書』の下見用の書類を開発審査課 開発審査係に提出する際に、開発検査係にも次の【擁壁の構造事前審査用図書】を別冊で1部提出してください。

【擁壁の構造事前審査用図書】

現況図（現況断面図）

土地利用計画図

造成計画平面図、造成計画断面図

排水計画平面図、排水計画断面図（参考図）

擁壁関係図書

（擁壁配置図、構造図、展開図、構造計算書、地盤調査資料一式、その他必要書類）

予定建築物平面図・立面図・断面図

◎開発検査係で【擁壁の構造事前審査用図書】の内容を確認し、疑問点や指摘事項がある場合は連絡いたしますので、担当者と日程調整の上、打合せをしてください。

*不足する図書がある場合は、事前審査ができないこともあります。

◎打合せのなかで図面や構造計算書等に訂正が生じる場合は、条例第23条第1項の協議終了の決裁までに、訂正が終わるように努めてください。

◎『協議内容確認書』の交付後、『開発行為等協議申出書』に添付されている図面に変更が生じる場合は、条例の変更手続きが必要となる場合もありますので、ご注意ください。

◎条例第2条第5号アに該当し、1mを超える擁壁を新設する物件を対象とします。

〔問い合わせ先〕

豊中市 都市計画推進部

開発審査課 開発検査係

TEL 06-6858-2862